

新潟市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和 6 年 4 月 1 日

新潟市長 中原ハ一

#### 新潟市規則第 24 号

新潟市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年新潟市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「申請書」の次に「の様式」を加え、「別記様式第1号による」を「別に定める」に改める。

第4条の見出し中「医療受給者証」の次に「の様式」を加え、同条中「医療受給者証」の次に「の様式」を加え、「別記様式第2号による」を「別に定める」に改める。

第5条を次のように改める。

（申請内容の変更の届出書等の様式）

第5条 次に掲げる届出書又は申請書の様式は、別に定めるものとする。

- （1） 省令第13条第2項に規定する申請内容の変更の届出書
- （2） 省令第27条第1項に規定する医療受給者証の再交付の申請書

第6条を次のように改める。

#### 第6条 削除

第7条中「別記様式第5号」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記様式第6号」を「別に定める様式」に改める。

第9条第1項中「申請書」の次に「の様式」を加え、「別記様式第7号による」を「別に定める」に改め、同条第2項中「別記様式第8号」を「別に定める様式」に改める。

第10条第1項中「別記様式第9号」を「別に定める様式」に改め、同条第2項中「別記様式第10号」を「別に定める様式」に改める。

第11条中「別記様式第11号」を「別に定める様式」に改める。

第12条中「別記様式第12号」を「別に定める様式」に改める。

第13条中「別記様式第8号による指定通知書」を「第9条第2項」に、「別記様式第10号による指定更新通知書」を「第10条第2項の規定による通知書」に、「別記様式第13号」を「別に定める様式」に改める。

第14条第1項中「申請書」の次に「の様式」を加え、「別記様式第14号による」を「別に定める」に改め、同条第2項中「は別記様式第15号により、指定医療機関として」を「又は」に、「別記様式第16号」を「、別に定める様式」に改める。

第16条を次のように改める。

(指定医療機関の変更の届出等)

第16条 次に掲げる届出又は申出は、別に定める様式により行わなければならない。

- (1) 省令第42条の規定による指定医療機関の変更の届出
- (2) 省令第43条の規定による指定医療機関の業務の休止等の届出
- (3) 省令第44条の規定による指定医療機関の指定辞退の申出

第17条及び第18条を次のように改める。

第17条及び第18条 削除

第19条中「別記様式第20号」を「別に定める様式」に改める。

別記様式第1号から別記様式第20号までを削る。

附 則

(施行規則)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和5年10月1日からこの規則の施行の日前までの間に、改正前の規則で定める様式により作成する申請書その他の書類について、改正後の規則の規定の例により作成した書類は、改正後の規則の規定により作成したものとみなす。